労働者協同組合モデル定款について

（１）本モデル定款は、労働者協同組合が定款の作成に際して、一つの参考例としてお示しするものです。定款は組合の最高規範ですので、本モデル定款を機械的に模倣することは避け、組合の実情に即したものを作成するようにしてください。

（２）定款には次の事項を必ず記載しなければなりません。（労働者協同組合法第二十九条）

一　事業
二　名称
三　事業を行う都道府県の区域
四　事務所の所在地
五　組合員たる資格に関する規定
六　組合員の加入及び脱退に関する規定
七　出資一口の金額及びその払込みの方法
八　剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
九　準備金の額及びその積立ての方法
十　就労創出等積立金に関する規定
十一　教育繰越金に関する規定
十二　組合員の意見を反映させる方策に関する規定
十三　役員の定数及びその選挙又は選任に関する規定
十四　事業年度
十五　公告方法

上記の事項のほか、組合の存続期間又は解散の事由を定めたときはその期間又はその事由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければなりません。

なお、上記事項以外にも組合が円滑に運用されるために必要な事項があれば記載するようにしてください。

（３）一般の労働者協同組合と特定労働者協同組合とでは定款に定めるべき事項が異なります。本モデル定款は一般の労働者協同組合を想定して作成しており、特定労働者協同組合に関しては注釈欄に留意事項を記載しています。

（４）定款は、創立総会開催日の少なくとも二週間前までに、会議の日時及び場所とともに公告し、創立総会で承認する手続きが必要です。（労働者協同組合法第二十三条）

（５）定款の変更は、総会において、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数によって議決する手続きが必要です。（労働者協同組合法第六十三条及び六十五条）

（６）定款変更後は、変更の日から二週間以内に、行政庁への届出が必要です。（労働者協同組合法第六十三条及び労働者協同組合法施行規則第六十七条）

（７）定款変更の内容が以下の登記事項にかかわるものであれば、変更の日から二週間以内に変更登記も必要です。（なお、七の変更登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内に行えば足ります。）（組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）第三条）

一　目的及び業務
二　名称
三　事務所の所在場所
四　代表権を有する者の氏名、住所及び資格
五　存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
六　出資一口の金額及びその払込みの方法
七　出資の総口数及び払い込んだ出資の総額
八　公告の方法
九　電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項

労働者協同組合　モデル定款

制定　令和５年３月 １日
改正　令和５年３月 30 日
改正　令和６年３月 29 日
改正　令和８年８月 31 日

第一章　総則

（目的）

第一条　本組合は、(1)組合員が出資し、(2)組合員の意見が適切に反映され、(3)組合員が事業に参加する労働者協同組合の基本原理に基づき、持続可能で活力ある地域社会の実現を通して組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とする。

（注）労働者協同組合法第三条に定める目的を基本として、各組合の実情に合わせて記載すること。

（名称）

第二条　本組合は、●●労働者協同組合と称する。

（注）名称中に「労働者協同組合」という文言を用いることが義務付けられているが、「労働者協同組合」という文言の位置は問わない。
また、他の法人（「株式会社」「生活協同組合」など）と誤認を与える文言を用いてはならない。

（事業を行う都道府県の区域）

第三条　本組合は、大阪府下を主な事業区域とする。

（事業所所在地）

第四条　本組合は、事業所を大阪府●●市（町村）に置く。

（注）従たる事務所を置く場合は、本条を次のように記載すること。
（事務所の所在地）
第四条　本組合は、主たる事務所を●●市（町村）に、従たる事務所を●●市（町村）に置く。

（公告方法）

第五条　本組合の公告は、本組合の事務所の店頭の掲示場に掲示する。

（注１）公告方法については、組合の事務所の店頭の掲示場に掲示する方法に加え、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙、電子公告のいずれかの方法によることができる。なお、電子公告を公告方法とする場合には、法務大臣の登録を受けた調査機関の調査を受けなければならず、その料金を負担する必要があるが、官報公告と併せて行うことにより、債権者保護手続が要求される場合に個別催告の省略が認められる。また、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法についても記載しておく必要がある。

電子公告を公告方法とする場合には、本条を次のように記載すること。

（公告方法）

第五条　本組合の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

（注２）掲載する新聞の発行地を特定する場合は、本条を次のように記載すること。

（公告方法）

第五条　本組合の公告は、大阪府において発行する●●新聞に掲載してする。

（規約）

第六条　この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

２　規約の設定、変更又は廃止は、総会の議決を経なければならない。

３　前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的変更を伴わないものに限る）に伴う規定の整理については、総会の議決を要せず、理事会が決する。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について書面又は電磁的方法により組合員に通知する。

（注１）第３項中の組合員に対する周知方法は、組合によって適宜選択すること。

（注２）規約の変更は必ず総会の議決を経ることとしたい場合には第３項を削除すること。

（組合員の意見を反映させる方策）

第七条　組合は、経営方針、事業内容、労働条件等、組合の事業に関して、次のように全組合員に広く意見を聴取し、組合の事業に反映させる。

※本条では以下、意見の聴取方法及び出た意見の集約方法を各組合の実情に合わせて具体的に記載すること。

・会議・集会において意見を集約するのであれば、開催方法、開催の時期･頻度、最終的な意思決定の方法。

・日常的に意見を集約するのであれば、アンケートの実施や意見箱の設置などその具体的な方法。

上記に併せて、「意見を述べたことに対して組合が組合員に不利益な取扱を行わないこと」等を条文に明記することが考えられる。

（注）意見反映原則は労働者協同組合の基本原理の一つであり、組合は組合員の意見を反映して事業・経営を行うものとされる。よって、組合員それぞれの意見の収集方法、出された意見の集約方法などの点について、各組合の状況を踏まえて、具体的な方法を定めることが必要である。

第二章　事業

（事業）

第八条　本組合は、第一条に規定する目的を実現するため、次の事業を行うものとする。

一　●●の製造

二　●●の販売

三　前各号の事業に附帯する事業

（注）事業の種類は、具体的に列挙すること。

第三章　組合員

（組合員資格）

第九条　本組合の組合員たる資格を有する者は、組合の設立・存立に賛同し、組合の行う事業に従事し、又は従事しようとする個人とする。

（注１）組合員資格を有する者は、定款で定める個人であり、法人組合員は認められていないこと。

（注２）組合の事業に関する経験を有することや事業を行う都道府県の区域に居住することなど各組合の実情に応じて必要な事項を定めること。

（議決権及び選挙権）

第十条　組合員は、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。

（労働契約の締結等）

第十一条　組合は、その行う事業に従事する組合員（次に掲げる組合員を除く。）との間で、労働契約を締結しなければならない。

一　組合の業務を執行し、又は理事の職務のみを行う組合員

二　監事である組合員

２　第十四条又は第十五条第一項（第二号を除く。）の規定による組合員の脱退は、当該組合員と組合との間の労働契約を終了させるものと解してはならない。

（加入）

第十二条　組合員たる資格を有するものは、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

２　本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

（加入者の出資払込み）

第十三条　前条第二項の承諾を得た者は、引受出資口数に応ずる金額の払込みを完了した時に組合員となる。

（自由脱退）

第十四条　組合員は、予め本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

２　前項の通知は、事業年度の末日の九十日前までに、その旨を記した書面でしなければならない。

（注）本条の日数は、九十日以上一年以内の範囲で適宜記載すること。

（法定脱退）

第十五条　組合員は下記の事由によって脱退する。

一　第九条に定められた組合員たる資格の喪失

二　死亡

三　第十六条に定められた除名

（除名）

第十六条　本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

一　長期間にわたり組合の行う事業に従事しない組合員

なお、労働災害・産前産後・育児・介護を理由とする休業は除く

二　出資の払込みその他組合に対する義務を怠った組合員

三　組合の内部秩序を著しく損なう行為をした組合員

四　組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員

五　犯罪その他の組合の信用を失う行為をした組合員

２　除名は、除名した組合員に対しその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することはできない。

（脱退者の出資金払い戻し）

第十七条　組合員は、第十四条及び第十五条により脱退したときは、その払込済出資額を限度として、その持分の全部又は一部の払い戻しを請求することができる。

２　現物出資（第二十一条）の場合、前項に言う払込済出資額とは、現物出資時に定款別表に記した額をいう。

３　組合は、第一項の請求を受けたときは、組合員の本組合に対する払込済出資額を限度として、組合員の脱退した事業年度末における持分（脱退した事業年度末における

本組合の財産が、実行された出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の当該出資額に応じて減額した額）の全部又は一部の払い戻しをする。

4　組合は、持分を計算するにあたり、組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、脱退した組合員に対し、その未払込出資額の全部又は一部の払込みを請求することができる。

5　脱退した組合員が組合に対する債務を有する場合、脱退した組合員が債務を完済するまでは、組合は第三項の定めによる払い戻しを停止することができる。

6　組合は、事業年度の終わりにあたり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足らないときは、第三項の払い戻しを行わないことができる。

（注１）労働者協同組合法第十六条第三項に定める脱退組合員への未払込出資金の請求は、本条第四項のように定款で定めることによって組合が行うことができるようになるため、必要に応じて規定する。

（注２）第３項については、持分の計算において改算方式をとる組合で脱退者の持分の払戻しについて各組合員の出資額を限度とする方法である。
なお、除名による脱退の場合は、自由脱退等の場合と異なる計算で払い戻しを行うよう規定することも可能である。しかしこの場合、一切払い戻しを行わないということはできない為、留意すること。

（注３）その他の方式で持分の払戻しを行う組合にあっては払戻し額の内容によって適宜記載すること。（企業組合の定款事例を参考にすること）

（出資口数の減少）

第十八条　組合員は、特にやむを得ない理由があるときは、理事会の承認を得て事業年度の終わりにおいてその出資口数を減少することができる。

2　出資口数の減少については、第十七条の規定を準用する。

第四章　出資

（出資一口の金額）

第十九条　出資一口の金額は●万円とする。

２　組合員は、●口以上を保有しなければならない。

（出資の払込み）

第二十条　出資は、その金額を一時に、又は分割して払い込むことができる。

（現物出資）

第二十一条　現物出資は、第一回の払込みの期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転をもって第三者に対抗するため必要な行為は、組合成立の後にすることを妨げない（労働者協同組合法第二十五条第三項）。

２　組合成立の後に、組合員資格のある者が現物出資による加入を申し入れたときは、理事会がその受け入れの条件及びその可否について検討し、第四十一条第二項第一号（定款の変更）により総会において決する。

３　本組合に現物出資する者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数は別表のとおりとする。

（改算式による持分の計算）

第二十二条　組合員の持分は、組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

２　持分の算定に当たっては、百円未満の端数は切り捨てるものとする。

（注）本条は持分の計算に改算方式を採用しているが、他の持分の計算方法を採る組合はその内容を記載すること。

第五章　役員

（役員）

第二十三条　本組合に、役員として理事及び監事を置く。

２　役員は、組合員が総会において選挙権を行使して選挙する。

（注）本条は選挙を採用しているが、議決権を行使して選任する方法を採る組合はその内容を記載すること。

（役員の定数）

第二十四条　本組合に、理事●人以上●人以下を置く。

２　本組合に監事●人以上●人以下を置く。

（注１）理事の定数は三人以上、監事の定数は一人以上であるが、単に「●人以上」又は「●人以内」と記載しないこと。

（注２）定数の上限と下限の幅は、できるだけ少なくすること。

（注３）定数の上限と下限の差が一名のときは、「●人又は●人」と記載すること。

（注４）監事については、理事・組合の使用人(役員以外の組合員)と兼職ができない。

（注５）理事については、外部理事が認められていない。しかし、監事については外部監事が認められている。なお、法人組合員総数が 1,000 人を超えている場合、少なくとも１人の外部監事を置くことが義務付けられている。

（注６）監事の設置に代え、組合員監査会を設置する場合（組合員総数が 20 人以下の場合にのみ設置可能）はその旨を記載する。

（役員の任期）

第二十五条　役員の任期は、次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

一　理事　●年又は任期中の第●回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第●回目の通常総会が●年を過ぎて開催される場合にはその総会の終了時まで任期を延長する。

二　監事　▲年又は任期中の第▲回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第▲回目の通常総会が▲年を過ぎて開催される場合にはその総会の終了時まで任期を延長する。

2　補欠（定数の増加に伴う補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

3　理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第一項に規定する任期とする。

4　任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くことになった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

（注）役員の任期は、理事については二年、監事については四年を超えることができないので、それぞれの範囲で適宜定めること。

（役員の選挙）

第二十六条　役員は、総会において、役員定数に応ずる員数の氏名を連記する無記名投票により選挙する。

2　役員は、組合員でなければならない。ただし、監事は除く。

3　労働者協同組合法第三十五条各号に規定する欠格事由に該当する者は、役員となることができない。

4　本条第一項に関する細則は、規約で定めることとし、その変更は総会決議により行う。

（注１）第１項について、選挙を採用しているが、議決権を行使して選任する方法を採る組合はその内容を記載すること。

（注２）第３項について、特定労働者協同組合の場合、各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が三分の一を超えて含まれることがあってはならない。

（注３）第４項について、細則として、立候補や投票方法、定足数などを定めること。

（役員の報酬）

第二十七条　役員報酬は、理事と監事を区別して、総会の議決により定める。

２　前項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

（理事長、副理事長及び専務理事）

第二十八条　理事のうち一人を理事長、一人を副理事長、一人を専務理事とし、理事会において互選する。

（注１）副理事長制や専務理事制をとらない組合にあっては、適宜、当該箇所を削除すること。

（注２）各役職を二人以上置く組合にあっては、「一人を●●」とあるのは「●人を●●」と改めて書き替えること。また、定款は確定数で記載すること。

（代表理事）

第二十九条　理事長をもって代表理事とする。

２　代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判又は裁判外の行為をする権限を有する。

（理事会）

第三十条　理事会は、全ての理事をもって組織する。

２　理事会は、総会による議決事項とされるものを除き組合のすべての業務の執行を決定し、理事の職務の執行を監督する。

３　理事会は、各理事が招集する。

（注）理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集することができる。この場合は以下のように規定することが考えられる。

（代表理事を招集者と定める例）

・理事会は、代表理事が招集する。

・理事又は監事は、理事会の開催目的を代表理事に示し理事会の招集を請求する事ができる。

・前項の請求があった日から五日以内に、その請求の日から二週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合には、請求をした理事又は監事は理事会を招集することができる。

（理事会の招集手続）

第三十一条　理事会の招集は、理事会の会日の一週間前までに、その日時、場所又は方法及び理事会の目的たる事項を示して各理事及び各監事に対してその通知を行うことによってしなければならない。ただし、緊急の場合は、この期間を●日にすることができる。

２　前項の通知は、電磁的方法によっても行うことができる。

３　理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく開くことができる。

（注１）理事会の招集手続については、一週間を下回る期間を定款で定めることができるので、一週間を下回る期間とする場合には、当該日数を記載すること。

（注２）総会や理事会に関して、定款等で「方法」を設定することによりバーチャルオンリー型総会／理事会を開催することが出来る。なお、バーチャルオンリー型総会／理事会を想定しないのであれば「方法」を削除しても差し支えない。
バーチャル（ハイブリット型又はバーチャルオンリー型）を用いる場合には、事前に検討しておくべきことや留意点があるため、経済産業省が公表している中小企業等協同組合向けの「バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針」を参考にすること。

（理事会の議長）

第三十二条　理事会の議長は、出席者の中からその都度、選任する。

（理事会の決議事項）

第三十三条　本定款に特別の定めがある場合を除いて、次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

一　本組合の業務の執行に関する事項

二　総会の招集及び総会に付議すべき事項

三　本組合の業務の執行のための手続きその他業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止

四　監事の監査を受けた決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書の承認

五　労働者協同組合法第四十四条に定める理事の自己契約等に関する事項の承認

六　労働者協同組合法第四十八条に定める補償契約の内容の決定

七　労働者協同組合法第四十九条に定める役員のために締結される保険契約の内容の決定

八　前各号の他、総会の決議事項とされている事項以外であって理事会が必要と認めた事項

（注）役員は、その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任（任務懈怠責任）を負うが、定款に定めることで、以下の限定をすることができる。

（理事会決議による責任の一部免除）

役員（理事及び監事）による任務懈怠行為がなされる前に、定款において、理事会決議による責任の一部免除を定めておくことができる。

具体的には、定款に、「以下のすべての要件を満たした場合に、労働者協同組合法第四十五条五項により一部免除ができるとされている額を限度として、理事会の決議によって免除することができる」と定める。

（１）役員の任務懈怠の責任であること

（２）役員が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないこと

（３）責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときであること

なお、理事の責任を限定する旨の定款変更である場合には総会提出前に、責任の免除を理事会で決議するときには理事会提出前に、各監事の同意を得る必要がある。

（理事会の決議）

第三十四条　理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

３　理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

４　本組合は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（注１）理事会の定足数について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができるので、過半数を上回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

（注２）理事会の決議要件について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができるので、過半数を上回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

（理事会の議事録）

第三十五条　理事会の議事については、労働者協同組合法施行規則第十一条の定めるところにより下記の事項を記載する議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印することとする。

一　理事会の開催された日時及び場所又は方法

二　理事長以外の招集に係る場合は、その招集の旨

三　議事の経過の要領及びその結果

四　決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

五　労働者協同組合法第三十八条第三項において準用する会社法の規定（取締役への報告義務及び取締役会への出席義務等）、労働者協同組合法第四十四条第三項及び労働者協同組合法第四十八条第四項の規定に係り述べられた意見又は発言の内容の概要

六　理事会に出席した理事及び監事の氏名

七　理事会の議長の氏名

八　第三十四条第四項の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合、その事項の内容、その事項を提案した理事の氏名、決議があったとみなされた日、議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

九　労働者協同組合法第四十条第五項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合、報告を要しないとされた事項の内容、その報告を要しないとされた日、議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

２　前項の議事録を電磁的記録をもって作成する場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名をしなければならない。

３　本組合は、議事録を理事会の日から十年間主たる事務所に、その写しを五年間従たる事務所に備え置く。

（監事等）

第三十六条　監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、労働者協同組合法施行規則第九条の定めるところにより監査報告を作成しなければならない。

２　本組合は、監査報告を含む決算関係書類等を作成したときから十年間保存するとともに、通常総会の日の二週間前の日から五年間主たる事務所に、その写しを三年間従たる事務所に備え置く。

（注１）監事の設置に代え、組合員監査会を設置する場合（組合員総数が 20 人以下の場合にのみ設置可能）はその旨を記載する。

（注２）特定労働者協同組合は、監事のうち一人以上は、労働者協同組合法第三十二条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

第六章　総会

（総会の招集）

第三十七条　本組合の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2　通常総会は、毎事業年度終了後二月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも理事会の決議を経て、代表理事が招集する。

3　総会は、組合員の●分の●以上の出席を定足数とする。ただし、特別の議決を行う場合は、第四十一条による。

4　組合員が、総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集理由を記した書面を提供して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決すこととする。

5　前項の場合、組合員は、請求招集を書面に代えて電磁的方法により提出することができる。

6　第三項の請求の定めによる請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が招集の手続をしないときは、労働者協同組合法第六十条の規定により、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。

（注１）総会の定足数は、労働者協同組合法上の特別の定めはない。組合の実状に応じ定足数を設定すること。

（注２）組合員の総数が二百人を超える組合は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

（注３）第二項において、通常総会の開催時期に関して労働者協同組合法において毎事業年度一回開催しなければならないとするほかに定めはないが、税法など他法令に留意する必要がある。

（注４）第三項において、臨時総会の招集請求については、総組合員の五分の一を下回る割合を定款で定めることができるので、五分の一を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

（総会招集手続）

第三十八条　総会の招集者は、会日の十日前までに、組合員に対して書面又は電磁的方法で総会の日時、場所又は方法及び総会の目的である事項を示して通知しなければならない。ただし、組合員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（注１）総会の招集については、会日の十日前を下回る期間を定款で定めることができるので、十日を下回る期間とする場合には、当該日数を記載すること。

（注２）総会や理事会に関して、定款等で「方法」を設定することによりバーチャルオンリー型総会／理事会を開催することが出来る。なお、バーチャルオンリー型総会／理事会を想定しないのであれば「方法」を削除しても差し支えない。
バーチャル（ハイブリット型又はバーチャルオンリー型）を用いる場合には、事前に検討しておくべきことや留意点があるため、経済産業省が公表している中小企業等協同組合向けの「バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針」を参考にすること。

（総会の議長）

第三十九条　総会の議長は、総会に出席した組合員のうちから、その都度選出する。

（議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使）

第四十条　組合員は、第三十八条の規定によりあらかじめ通知された事項について、書面又は他の組合員である代理人により議決権又は選挙権を行使することができる。

２　代理人が代理できる組合員の数は、●人以内とする。

３　組合員は、第一項の規定による書面をもってする議決権又は選挙権の行使に代えて、議決権又は選挙権を電磁的方法で行使することができる。

４　組合員は、あらかじめ通知された事項について代理人として議決権及び選挙権を電磁的方法で行う場合に、その代理権を証するについて、書面に代え電磁的方法により行うことができる。

（注１）代理人は、組合員に限られる。

（注２）第二項の代理人が代理することができる人数は、組合の実情に応じ、四人までの範囲内において適宜定めること。

（総会の議決事項）

第四十一条　次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一　規約の設定、変更又は廃止

二　毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更

三　組合の子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡

四　労働者協同組合連合会への加入又は労働者協同組合連合会からの脱退

五　役員の選挙又は選任

六　組合員による役員の解任請求

七　決算関係書類の承認

２　次に掲げる事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。（特別の議決）

一　定款の変更

二　組合の解散又は合併

三　組合員の除名

四　事業の全部の譲渡

五　労働者協同組合法第九条第三項ただし書の承諾

六　労働者協同組合法第四十五条第五項の規定による責任の免除

七　新設合併設立委員の選任

（注１）組合によって、第一項以外に総会で議決を要する事項があれば記載すること。

（注２）第二項七号について、合併によって組合を設立するには、各組合がそれぞれ総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

（総会への報告）

第四十二条　理事は、各事業年度に係る組合員の意見を反映させる方策の実施の状況及びその結果を、通常総会に報告しなければならない。

2　理事は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に掲げる事項を、その事由が生じた日後最初に招集される総会に報告しなければならない。

一　就業規則の作成　当該就業規則の内容

二　就業規則の変更　当該変更の内容

三　労働協約の締結　当該労働協約の内容

四　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四章に規定する協定の締結又は委員会の決議　当該協定又は当該決議の内容

（総会の議事録）

第四十三条　総会の議事について、労働者協同組合法施行規則第六十九条の定めるところにより下記の事項を記載する議事録を作成しなければならない。

一　総会の開催された日時及び場所又は方法

二　総会の議事の経過の要領及びその結果

三　労働者協同組合法第三十八第三項に係る会社法の規定（会計参与等の選任等についての意見の陳述、株主総会に対する報告義務、監査役の報酬等）の準用により述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言内容の概要

四　総会に出席した役員の氏名

五　総会の議長の氏名

六　議事録の作成を行った理事の氏名

2　創立総会の議事について、労働者協同組合法施行規則第四条の定めるところにより下記の事項を記載する議事録を作成しなければならない。

一　創立総会が開催された日時及び場所

二　創立総会の議事の経過の要領及びその結果

三　創立総会に出席した発起人又は設立当時の役員の氏名

四　創立総会の議長の氏名

五　議事録の作成を行った発起人の氏名

3　本組合は、総会の議事録を、総会の日から十年間主たる事務所に、その写しを五年間従たる事務所に備え置く。

第七章　会計

（事業年度）

第四十四条　本組合の事業年度は、毎年●月●日に始まり、翌年●月●日に終わるものとする。

（剰余金の処分）

第四十五条　剰余金は、準備金、資本準備金、就労創出等積立金、教育繰越金及び従事分量配当金としてこれを処分する。

（注）特定労働者協同組合の場合、定款に剰余金の配当を行わない旨の記載が必要である。

（準備金）

第四十六条　本組合は、出資総額の二分の一に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の剰余金（ただし、前期繰越損失がある場合には、これを補填した後の金額）の十分の一以上を準備金として積み立てるものとする。

２　前項の定めによる準備金は、損失の補填に充てる場合を除いて取り崩すことができない。

（資本剰余金）

第四十七条　本組合は、減資差益及び合併差益を資本剰余金として計上することとする。

（就労創出等積立金）

第四十八条　本組合は、その事業規模又は事業活動の拡大により就労機会の創出を図るために必要な費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を就労創出等積立金として積み立てるものとする。

（教育繰越金）

第四十九条　本組合は、組合の事業に関する組合員の知識の向上を図るために必要な費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を教育繰越金として翌事業年度に繰り越さなければならない。

（従事分量配当又は繰越し）

第五十条　本組合は損失を補填し、第四十六条の規定による準備金、第四十七条の規定に

よる資本準備金、第四十八条の規定による就労創出等積立金、第四十九条の規定による教育繰越金を控除してなお剰余金があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

２　配当を行う場合は、組合員が組合の事業に従事した程度に行い、算定方法は別途規則に定める。

３　本組合は、組合員が出資の払込みを終わるまでは、その組合員に配当する剰余金をその払込みに充てることができる。

（注１）特定労働者協同組合の場合、定款に剰余金の配当を行わない旨の記載が必要である。

（注２）記載例では従事分量配当又は翌年繰越としているが、組合の実状に応じ、任意積立金を設定することも可能である。

（注３）第三項について、こうした取扱いをしない組合は当該箇所を削除すること。

（損失の補填）

第五十一条　本組合は、損失が生じたときは、繰越剰余金、第四十六条の規定により積み立てた準備金、第四十七条の規定により積み立てた資本剰余金の順に取り崩してその補填に充てるものとする。

第八章　解散

（解散事由）

第五十二条　本組合は、次の事由により解散する。

一　総会の決議

二　組合の合併

三　組合についての破産手続き開始の決定

四　定款で定める存続期間の満了

五　行政庁による解散命令

六　組合員が三人未満となり、そのなった日から引き続き六月間その組合員が三人以上にならなかった場合において、その六月を経過した時

２　本組合は、前項の第一号、第四号又は第六号の事由により解散するときは、総会において他人を選任したときを除き、理事が清算人となる。

（残余財産の処分）

第五十三条　本組合は、債権・債務清算後の残余財産について、その持ち分の全部又は一部を払い戻すこととする。

２　本組合は、前項の払戻しの後になお残余財産があるときは、総会において清算人報告に基づいて国若しくは地方公共団体又は他の労働者協同組合のいずれかに帰属させるものとする。

（注１）一般の労働者協同組合の残余財産については、特段の法的制限はない。
しかし、組合の非営利性・公共性を高める観点で、払込済出資額を限度とすることや、一定程度帰属対象を制限し記載することは可能である。

（注２）特定労働者協同組合の残余財産については、組合員に対しその出資額を限度として分配した後の残余財産が、国若しくは地方公共団体又は特定労働者協同組合に帰属する旨の定めが必要である。

附則

１　設立当時の役員の任期

設立当時の理事の任期は第二十五条の定めにかかわらず、役員を選任した創立総会の日より最初の通常総会の終結時までとする。

２　最初の事業年度

最初の事業年度は、本組合の設立の日より、令和●年●月●日までとする。

第二十一条に定める別表は以下とする。

出資財産名	価　　格	与える出資口数	氏　　名